

委員会提出議案第 1 号

UPZ 範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の再稼働
及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 22 日 提出

提 出 者

境港市議会

総務民教委員会委員長 森 岡 俊 夫

UPZ範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書

2011年の福島第一原子力発電所の事故においては、放射能汚染の範囲が立地自治体にとどまらず、40～50km離れた地域にまでおよび、多くの住民が長期にわたり避難しなければならない事態となった。

このことから、原子力発電所の稼働については、想定外の過酷事故の可能性を考えなければならなくなり、原子力発電所から概ね30kmの範囲にある自治体では、避難計画の策定をするよう国から義務付けられた。

そのため、島根原子力発電所事故に対しては、島根県、松江市だけでなく、UPZ範囲内の出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市の各自治体において、地域防災計画および広域住民避難計画を作成している。

一方、原子力発電所の再稼働及び新規稼働に対する地元同意については、明確な仕組みは存在せず、電力会社と立地自治体に任されており、地元同意の法的な根拠は現在も制定されていない。

島根原子力発電所の2号機及び3号機については、新規規制基準の適合性について審査中であり、今年中にも審査結果が出ることも考えられるが、関係首長からの再三の申し入れにも関わらず、周辺自治体の安全協定は立地自治体と同等なものにはなっていない。

住民の生命に直結する問題であることの重要性を考え、国において、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の同意を、再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会提出議案第 2 号

教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成31年3月22日 提出

提 出 者

境港市議会

総務民教委員会委員長 森岡俊夫

教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書

平成31年1月25日に開催された中教審総会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「答申」）をまとめ、文部科学大臣に提出した。

文部科学省が、「看過できない」とした教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠である。「答申」で示された「一年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。すべての子どもたちや教職員がゆとりをもって、学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものである。

よって、下記事項が実現されるよう求める。

記

1. 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。
2. 1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。